

### 仕様書別紙3 行政財産の使用料の試算

#### 行政財産の使用料の試算について

当市に納入する行政財産使用料の金額は、山口市土地建物使用料、貸付料算定要綱に基づき算定する。

#### (1) 山口市役所新本庁舎の行政財産使用料※令和6年度試算

##### (ア) 貸付部分の面積について

貸付部分の算定に使用する面積は、民間広告・行政情報放映用モニターのモニター表示面積とする。モニターのサイズは55インチ、数量は8台を想定する。

※モニターの表示面積は、0.82㎡とする。

$$\begin{aligned} \text{使用許可部分の面積(㎡)} &= \text{モニターの表示面積(㎡)} \times \text{数量(台)} \\ 6.56(\text{㎡}) &= 0.82 \times 8 \end{aligned}$$

##### (イ) 建物部分の使用料(年額)

$$\begin{aligned} A : \text{建物部分の1㎡あたりの単価(円)} &= \text{建物の評価額(円)} / \text{建物の延床面積(㎡)} \\ 565,154(\text{円未満切捨}) &= 13,636,687,162 / 24,129.11 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{建物部分の使用料(円)} &= A(\text{円}) \times \text{使用許可部分の面積(㎡)} \times 8 / 1,000 \times \text{使用月数} \\ \underline{355,911\text{円}}(\text{円未満切捨}) &= 565,154 \times 6.56 \times 0.008 \times 12 \end{aligned}$$

##### (ウ) 土地部分の使用料(年額)

$$\begin{aligned} B : \text{土地部分の1㎡あたりの単価(円)} \\ &= \text{土地の固定資産税路線価(円/㎡)} \times \text{建物の建築面積(㎡)} / \text{建物の延床面積(㎡)} \\ &= 51,300 \times 3,697.65 / 24,129.11 \\ &= 7,861(\text{円未満切捨}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{土地部分の使用料(円)} &= B(\text{円}) \times \text{使用許可部分の面積(㎡)} \times 6 / 1,000 \times 12 \\ \underline{3,712\text{円}}(\text{円未満切捨}) &= 7,861 \times 6.56 \times 0.006 \times 12 \end{aligned}$$

##### (エ) 山口市役所新本庁舎の行政財産使用料(年額)

$$\begin{aligned} \text{全体の使用料(円)} &= \text{建物部分の使用料(円)} + \text{土地部分の使用料(円)} \times 1.1 \\ \underline{395,580\text{円}}(10\text{円未満切捨}) &= 355,911 + 3,712 \times 1.1 \end{aligned}$$

なお、全体の4分の1は、市が指定する行政情報を放映するため、使用料については全体の4分の3の金額とする。

$$\underline{296,680\text{円}}(10\text{円未満切捨}) = 395,580 \times 3/4$$

## (2) 山口市役所小郡総合支所の行政財産使用料※令和6年度試算

### (ア) 貸付部分の面積について

使用許可部分の算定に使用する面積は、民間広告・行政情報放映用モニターのモニター表示面積とする。

モニターのサイズは55インチ、数量は3台を想定する。

※モニターの表示面積は、0.82㎡とする。

$$\begin{aligned} \text{使用許可部分の面積(㎡)} &= \text{モニターの表示面積(㎡)} \times \text{数量(台)} \\ 2.46 \text{ (㎡)} &= 0.82 \times 3 \end{aligned}$$

### (イ) 建物部分の使用料(年額)

$$\begin{aligned} A : \text{建物部分の} 1 \text{㎡あたりの単価(円)} &= \text{建物の評価額(円)} / \text{建物の延床面積(㎡)} \\ 104,900 \text{ (円未満切捨)} &= 501,836,487 / 4,783.91 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{建物部分の使用料(円)} &= A \text{ (円)} \times \text{使用許可部分の面積(㎡)} \times 8 / 1,000 \times \text{使用月数} \\ \underline{24,773 \text{ 円(円未満切捨)}} &= 104,900 \times 2.46 \times 0.008 \times 12 \end{aligned}$$

### (ウ) 土地部分の使用料(年額)

$$\begin{aligned} B : \text{土地部分の} 1 \text{㎡あたりの単価(円)} \\ &= \text{土地の固定資産税路線価(円/㎡)} \times \text{建物の建築面積(㎡)} / \text{建物の延床面積(㎡)} \\ &= 37,500 \times 2,270.17 / 4,783.91 \\ &= 17,795 \text{ (円未満切捨)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{土地部分の使用料(円)} &= B \text{ (円)} \times \text{使用許可部分の面積(㎡)} \times 6 / 1,000 \times 12 \\ \underline{3,151 \text{ 円(円未満切捨)}} &= 17,795 \times 2.46 \times 0.006 \times 12 \end{aligned}$$

### (エ) 山口市役所小郡総合支所の行政財産使用料(年額)

$$\begin{aligned} \text{全体の使用料(円)} &= \text{建物部分の使用料(円)} + \text{土地部分の使用料(円)} \times 1.1 \\ \underline{30,710 \text{ 円(10円未満切捨)}} &= 24,773 + 3,151 \times 1.1 \end{aligned}$$

なお、全体の4分の1は、市が指定する行政情報を放映するため、使用料については全体の4分の3の金額とする。

$$\underline{23,030 \text{ 円}} \text{ (10円未満切捨)} = 30,710 \times 3/4$$